

香川県建設工事監察要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が請負契約により執行する工事の品質を確保するとともに、これを請け負う建設業の健全な発展を図るために行う工事現場における施工体制等の監察(以下「工事監察」という。)の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 契約担当者 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 工事執行者 工事監察の対象となる工事に職員を工事監督員として配置している課若しくは室又は出先機関の長をいう。

(工事監察の総括)

第3条 土木部技術企画課工事検査室長(以下「工事検査室長」という。)は、県が請負契約により執行する工事に係る工事監察を総括するものとする。

(対象工事)

第4条 工事監察の対象とする工事は、当初の請負代金の額が1,000万円(建築一式工事については、2,500万円)以上の工事とする。

2 契約担当者又は工事検査室長が必要と認めた工事については、前項の規定にかかわらず、工事監察の対象とすることができる。

(実施時期及び回数)

第5条 工事監察は、工事着手後概ね1ヶ月を経過したときに行うものとする。

2 契約担当者又は工事検査室長が必要と認めた工事については、前項の規定によるもののほか、工事監察を行うことができる。

(工事監察の申請)

第6条 工事執行者は、工事監察の実施が必要となったときは、工事検査室長に申請するものとする。

(工事監察職員の指名)

第7条 工事検査室長は、前条の規定による申請を受けたときは、工事検査室で執務する職員の中から工事監察を行わせる職員2人以上を指名するものとする。

2 小規模な工事又は遠隔地等の工事のため前項の規定により難しい場合は、工事検査室長が上記以外で適当と認める職員の中から、工事監察を行わせる職員を指名することができる。

(工事監察の実施)

第8条 工事監察は、建設業法等の関係法令の規定に従った技術者の配置状況、下請業者の使用

状況、施工体制台帳の整備状況、標識の掲示状況等について工事現場を点検することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による点検は、工事監察(施工体制等点検)表(別紙 1)に基づいて行うものとする。
- 3 工事監察は、請負者に事前に通告することなく行うものとする。

(結果の復命及び通知並びに改善措置)

第9条 工事監察を行った者(以下「監察者」という。)は、その結果を工事検査室長に復命するとともに、工事執行者に通知するものとする。

- 2 工事執行者は、工事監察の結果、施工体制の不備等があったときは、当該工事の請負者に是正を命じ、その措置状況を工事検査室長に報告するものとする。

(建設業者許可部局への通知)

第10条 工事検査室長は、工事監察の結果、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業者許可部局にその事実を通知するものとする。

- (1) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- (2) 建設業法第24条の7第1項若しくは第2項、第26条又は第26条の2の規定に違反したこと。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第13条第1項若しくは第2項又は同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項の規定に違反したこと。

(休工等の場合の監督員確認及び報告)

第11条 工事監督員は、工事監察の結果、休工等の事由により現地確認できなかった事項について監察者から報告を求められた場合は、工事現場で確認し、工事検査室長に報告しなければならない。

- 2 工事監督員は、前項の確認の結果、施工体制の不備等があった場合は直ちに措置を行い、前項の報告に併せて措置結果を工事検査室長に報告するものとする。

(行政委員会の工事)

第12条 工事検査室長は、県の行政委員会、病院局及び議会事務局の所掌する工事の工事監察を受託することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、工事監察に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日に制定する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以降に行う工事監察に適用する。
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 香川県農林水産土木監察要綱(農政水産部)
 - (2) 香川県建設工事監察要綱(土木部)

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日に一部改正する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日以降に申請する工事監察に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月8日に一部改正する。
- 2 この要綱は、平成20年10月8日以降に申請する工事監察に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日に一部改正する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日以降に契約した工事における工事監察に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、同日以降に申請する工事監察から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。